

平成 29 年 第 12 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 12 月 8 日

柳川市農業委員会

第12回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年12月8日 午後2時～午後2時50分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 出席者 34名 欠席者 3名

議 題 議案第67号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第69号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第70号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第71号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第72号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. 農業用施設への転用届出について

4. 農業用施設への転用届出について

5. あっせん申出書の取下願について

出席委員（34名）

2番 藤 吉 篤三郎	3番 猿 渡 昭 光
4番 松 藤 正 之	6番 龍 繁 樹
7番 堤 保 久	8番 小 宮 カヲル
9番 山 田 善 治	10番 高 田 一 利
11番 乘 富 日登士	12番 梅 崎 和 弘
13番 椛 島 練 二	14番 高 田 學
15番 大 淵 秀 樹	16番 梅 崎 武 秀
17番 田 中 政 寛	18番 野 口 秀 一
19番 太 田 英 介	20番 樽 見 哲 也
21番 三小田 由 勝	22番 江 崎 保 夫
23番 松 藤 和 彦	24番 松 藤 一 利
25番 津 村 利 正	26番 大 津 敏 男
27番 松 藤 政 義	28番 櫻 木 利 和
29番 田 中 満 義	30番 久 保 泰 道
31番 與 田 義 之	32番 三 浦 榮 一
34番 島 添 茂 樹	35番 鶴 田 信 行
36番 吉 開 健	37番 新 開 延 孝

欠席委員（3名）

1番 龍 光 義	5番 田 中 雅 美
33番 藤 丸 正 勝	

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

本日は新開会長が出席でございます。したがって、柳川市農業委員会会議規則第4条によりまして、会長が議長となりますので、最後までよろしく申し上げます。

それでは、新開会長よろしく申し上げます。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。ことしもいよいよ残り少なくなりました。委員の皆様におかれましては、公私御多忙な中に、今年も何かとお世話をおかけしましたことに対し、この場をおかりしまして深く感謝申し上げます。とりわけことしは農業委員会新制度への移行で大変皆様にお世話をおかけいたしました。重ねて御礼を申し上げます。

ことしを振り返ってみますと、やはり自然災害が多かった1年と記憶がよみがえります。九州北部豪雨災害を初めとする局地的なゲリラ雨、次から次に来襲する大型台風など、自然の猛威を見せつけられたこの1年ではなかったかと感じるところでございます。その中においても、私たち柳川地域の農業生産は順調なものであったと確信しているところでございます。

これからも農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、農業者が力と知恵を結集し、柳川市の農業振興を切り開いていくことの決意を申し上げまして、あとわずか新年を迎えます。御家族ともども健康で明るいお正月を迎えていただきますよう祈念申し上げます。本日の総会に入らせていただきます。

本日の出席委員は34名で定足数であります。よって、ただいまから平成29年第12回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成29年

第12回柳川市農業委員会総会議案

議案第67号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第69号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第70号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第71号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第72号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. 農業用施設への転用届出について
4. 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について
5. あっせん申出書の取下願について

その他

平成29年12月8日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第67号から議案第72号までの6件と報告5件であります。

本日の議事録署名委員に、16番梅崎武秀委員、21番三小田由勝委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第67号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,125平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員6名、稼働員6名。所有面積274アール、耕作面積1,092アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積245アール、耕作面積21アール。移転理由、離農。契約種類、贈与。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,206平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員2名。所有面積194アール、耕作面積30アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積94アール、耕作面積70アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号2番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号1番、2番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第67号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第67号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第68号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積118平米。申請人、〇〇。転用目的、ノリ資材置き場。所要面積118平米。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・田（申請人）、北・宅地。転用詳細、ノリ資材置き場建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、漁業を営んでいる〇〇さんが申請地にノリ資材置き場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるもので

あるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第68号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第68号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第69号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積333平米。申請人、〇〇。相手方、〇

○。転用目的、一般住宅。所要面積333平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、田（承諾あり）、西・田（申請人）、南・田（申請人）、北・道路。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積112.61平米。建ぺい率33.8%。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積357平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、農業用倉庫。所要面積357平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・田（承諾あり）、西・道路、南・田（承諾あり）、北・田（申請人）。転用詳細、農業用倉庫建設のため。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積311平米外2筆、合計1,244平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、ノリ養殖用資材置き場。所要面積1,244平米。契約種類、売買。立地条件、東・通路、宅地、西・雑種地、南・宅地、田（申請人）、通路、北・雑種地。転用詳細、ノリ養殖用資材置き場建設のため。

申請番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積297平米外1筆、合計346平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、駐車場及び通路。所要面積346平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・宅地、田（申請人）、西・用悪水路、南・田（申請人）、通路、北・宅地、田（申請人）。転用詳細、駐車場及び通路建設のため。

申請番号5番、農地の所在、○○、地目・田、面積2,876平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、有料老人ホーム。所要面積2,876平米。契約種類、賃借権の設定。立地条件、東・田（承諾あり）、西・宅地、田（承諾あり）、南・道路、北・道路。転用詳細、有料老人ホーム。建築面積545.10平米。建ぺい率18.9%。

申請番号6番、農地の所在、○○、地目・田、面積520平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、資材置き場。所要面積520平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾あり）、西・道路、南・宅地、北・宅地。転用詳細、資材置き場建設のため。

申請番号7番、農地の所在、○○、地目・田、面積626平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、一般住宅及び事業用駐車場。所要面積626平米。契約種類、売買。立地条件、東・用悪水路、西・道路、南・宅地、北・宅地。転用詳細、一般住宅及び事業用駐車場建設のため。住宅用地476平米、建築面積99.37平米。建ぺい率20.8%。駐車場用地150平米。

申請番号8番、農地の所在、○○、地目・田、面積452平米外1筆、合計504平米。申請人、○○。相手方、○○。転用目的、共同住宅1棟。所要面積504平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・宅地、北・道路。転用詳細、共同住宅1棟建設のため。建

築面積208.68平米。建ぺい率41.4%。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,433平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅2棟。所要面積1,433平米。契約種類、賃借権の設定。立地条件、東・道路、宅地、西・田（承諾あり）、南・宅地、道路、北・宅地、用悪水路。転用詳細、共同住宅2棟建設のため。建築面積298.98平米。建ぺい率20.8%。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積842平米外1筆、合計962平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、ガソリンスタンド用地。所要面積962平米。契約種類、賃借権の設定・売買。立地条件、東・宅地、道路、西・用悪水路、南・宅地、北・宅地。転用詳細、ガソリンスタンド用地建設のため。

申請番号11番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積470平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積470平米。契約種類、贈与。立地条件、東・宅地、用悪水路、西・用悪水路、南・宅地、北・宅地、田（申請人）。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積62.93平米。建ぺい率13.3%。

申請番号12番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積396平米外1筆、合計812平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建て売り住宅3戸。所要面積812平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、用悪水路、西・田（承諾あり）、用悪水路、南・用悪水路、北・宅地、通路。転用詳細、建て売り住宅3戸建設のため。既存宅地680.23平米、建築面積357.72平米。建ぺい率23.9%。

申請番号13番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積612平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅及び貸農業用倉庫。所要面積612平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・用悪水路、南・宅地、北・田。転用詳細、自己用住宅及び農業用倉庫建設のため。建築面積191.31平米。建ぺい率31.2%。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、農業を営んでいる〇〇さんが申請地に農業用倉庫を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、漁業を営んでいる〇〇さんが申請地にノリ養殖用資材置き場を建設する

ための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に駐車場及び通路を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、介護事業を営んでいる〇〇さんが申請地に〇〇を建設するための申請であります。契約の種類は賃借権の設定。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、家具販売業を営んでいる〇〇さんが申請地に資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の6番です。

申請番号7番は、〇〇さんが申請地に一般住宅及び事業用駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の7番です。

申請番号8番は、〇〇さんが申請地に共同住宅1棟を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の8番です。

申請番号9番は、〇〇さんが申請地に共同住宅2棟を建設するための申請であります。契約の種類は賃借権の設定。場所は別紙箇所図の9番です。

申請番号10番は、〇〇さんが申請地にガソリンスタンド用地を建設するための申請であります。契約の種類は〇〇が賃借権の設定、〇〇が売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の10番です。

申請番号11番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は贈与。場所は別紙箇所図の11番です。

申請番号12番は、〇〇さんが申請地に建て売り住宅3戸を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の12番です。

申請番号13番は、〇〇さんが申請地に一般住宅及び貸し農業用倉庫を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の13番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、4番、11番、13番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農業用倉庫として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番、6番、8番、9番、10番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号5番の農地の区分は、おおむね〇〇メートル以内に柳川市役所〇〇庁舎があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号7番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号12番の農地の区分は、おおむね500メートル以内に西鉄〇〇駅があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第69号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第69号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第70号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第70号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので、承認方付議する。

こちらにつきましても、農地転用計画変更による申請箇所図を一緒にごらんください。

①変更する土地。農地の所在、〇〇、地目・田、面積612平米。転用許可日、平成〇年〇月〇日、〇筑農第〇号ー〇の〇、5条許可。転用目的、建て売り住宅2戸。

②変更する理由。建て売り住宅2戸を一般住宅及び農業用倉庫に変更するもの。

③当初事業計画と変更事業計画。事業の内容、当初計画、事業主、〇〇、着工平成27年9月10日から完工平成27年12月9日。建築物等計画内容、建て売り住宅2戸。所要面積612平米。変更計画、事業主、〇〇。着工平成30年5月1日から完工平成30年10月31日。建築物等計画内容、一般住宅及び貸し農業用倉庫。所要面積612平米。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、農地転用計画変更について説明をいたします。

先ほどの議案第69号、農地法第5条許可申請の申請番号13番とも関連しますが、当初、〇〇さんが建て売り住宅2戸を建設する目的で、平成〇年〇月〇日に5条許可を受けておりました。しかし、建築資材及び人件費の高騰により採算が合わなくなり、事業が遂行できないとの理由で、造成後計画が中止となり、事業主を変更して一般住宅及び貸し農業用倉庫を建設するものであります。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第70号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第70号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第71号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第71号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積2,937平米外1筆。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年11月20日申し出（離農のため）。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,054平米。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年11月15日申し出（経営縮小のため）。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,233平米外1筆。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年11月15日申し出（経営縮小のため）。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,485平米。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年11月20日申し出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は両開地区、2番から4番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第71号の申請番号1番の両開地区は、3番猿渡昭光委員、4番松

藤正之委員、7番堤保久委員、8番小宮カヲル委員、申請番号2番から4番の大和地区は、23番松藤和彦委員、24番松藤一利委員、25番津村利正委員、27番松藤政義委員、29番田中満義委員を指名することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番から4番は先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第71号については先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第72号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第72号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表、所有権移転関係を一緒にごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年12月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積3万1,867.71平米。筆数29筆。売り手7名、買い手7名。

続きまして、各筆明細をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地番〇〇。現況、田。面積2,819平米外3筆、合計8,712平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-1

2. 氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年12月22日。対価〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者、買い手、整理番号1番、住所、〇〇、氏名、〇〇。ほか8件です。

以上、今回付議された農地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第72号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第72号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号 1 番、受理月日、平成29年10月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,918 平米 1 筆、合計6,066平米。賃貸人、〇〇、〇〇、相続人代表、〇〇。賃借人、〇〇、〇〇。摘要条項、農地法第18条第 6 項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外25 件です。

続きまして、12ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号 1 番、受理月日、平成29年11月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積357平米。使用貸人、〇〇、〇〇。使用借人、〇〇、〇〇。摘要条項、農地法第 3 条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年11月 9 日。外 1 件です。

13ページをごらんください。

3. 農業用施設への転用届出について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号 1 番、受理月日、平成29年11月 7 日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積349平米のうち199平米。届出者、〇〇、〇〇。耕作面積216アール。備考、農業用倉庫転用面積199平米。平成29年10月19日用途区分変更。外 1 件です。

4. 農地法第 5 条の規定による許可申請書の取下願について

下記農地について、許可申請書の取下願を受理したので報告する。

受理番号 1 番、受理月日、平成29年11月17日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積1,057平米。願出人、譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇、〇〇。備考、平成〇年〇月〇日付で農地法

第5条の規定による許可申請書を提出していましたが、当初の計画より居住者の見込みが大幅に減るとの予測に至り計画を中止しました。

次ページに参ります。

5. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年11月20日。農地の所在〇〇、地目・田、面積1,982平米外5件です。願出人、〇。備考、平成〇年〇月〇日付で〇〇様より申出書を提出されていましたが、本人死亡により取り下げるものです。外1件です。

以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第12回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時50分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月8日

柳川市農業委員会会長 新開延孝

会議録署名委員 梅崎武秀

〃 三小田由勝